

条件変更改善型借換保証

■ 条件変更改善型借換保証とは

保証付きの借入金の返済条件の緩和を行っていることにより、前向きな金融支援を受けることが困難な中小企業者が、金融機関及び認定経営革新等支援機関※の支援を受けながら、経営改善の見込まれる事業計画を策定し、既往の保証付き融資を新たな保証付き融資に借り換えることにより、資金繰りの円滑化を図ることを目的とした保証制度です。

※認定経営革新等支援機関とは

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条第1項の規定に基づき主務大臣の認定を受けた税理士・金融機関等の専門家です。

■ 制度の特徴

- 【特長1】 保証期間は**最長 15 年**
- 【特長2】 保証付きの既往借入金を一本化して借り換えるほか、事業計画の内容に応じて、新たな事業資金を含めることも可能
- 【特長3】 中小企業者は四半期毎に事業計画の実施状況を金融機関に報告



©光プロダクション

■ 借換(既往借入金の一本化)のイメージ

【借換前】

返済緩和している既存借入

保証付借入金Ⅰ

既存借入金
残高300万円

返済期間(残り)2年

保証付借入金Ⅱ

既存借入金
残高1,000万円

返済期間(残り)3年

毎月5万円返済
最終回185万円返済

毎月20万円返済
最終回300万円返済

合計毎月
25万円返済

【借換後】

金融取引正常化へ

毎月7万円返済

保証付借入金Ⅰ + 保証付借入金Ⅱを
1,300万円と同額借換えを実施

返済期間15年(最長)

制度概要

ご利用いただける方	当協会の通常の資格要件のほか、以下の ❶ から ❸ の要件を満たす中小企業者 ❶ 保証申込時点において、当協会の保証付き既往借入金の残高があること。 ❷ ❶ の全部または一部について返済条件の緩和を行っていること。 ❸ 金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および金融機関への当該計画の進捗報告を行うこと。
保証限度額	2 億 8,000 万円 普通保証 2 億円以内 無担保保証 8,000 万円以内 中小企業者が組合等の場合は、4 億 8,000 万円以内
保証割合	金融機関が選択した責任共有制度の方式
資金使途	保証付き借入金の返済資金のほか、事業資金（新規の融資分）を含めることができる。（ただし、事業計画の実施に必要な資金に限る） ※新規融資分のみは不可
返済方法 保証期間	分割返済 15 年以内 （据置期間は 1 年以内 ただし、新規融資分を含む場合は据置期間 2 年以内）
貸付金利	金融機関所定利率
担保	必要に応じ
連帯保証人	原則として法人代表者以外の保証人は不要
信用保証料率	年 0.45%～1.90% ※信用保証協会が別に定めるリスク考慮型信用保証料率
申込方法	金融機関経由
添付書類	当協会所定の申込資料のほか、以下の書面が必要 ○「条件変更改善型借換保証」状況説明書 ○事業計画書（申込人が策定したもの） ○認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面（事業計画書に記載されている場合は不要）
その他	金融機関は中小企業者から四半期毎に計画の実行状況の報告を受けることが必要です。 金融機関は当協会に対し年 1 回（事業年度毎）支援状況等を報告することが必要です。

■ お問い合わせ先

【ご不明な点がございましたらお気軽にお問合せください】

〒892-0821 鹿児島市名山町 9 番 1 号

鹿児島県信用保証協会

保証部 TEL **099-223-0271**

経営支援部 TEL **099-223-0274**